

段玉裁の考據について

—『説經』『匏有苦葉』第二章の軌字の考據から—

瀬口富士雄

段玉裁（1735—1815）の考據において、真正なるテキストの恢復——いわゆる校書が重要な部位を占めており、それに對する姿勢や見解については、すでに考察を試みた^{〔1〕}。そして、その積極的なテキストの改變は、武斷なりとの評があり、批判されているが、却ってそこにこそ段玉裁の儒學としての校書の本質が存することを見た。すなわち、その校書は方法的技術的な精緻さを追求する學的形式に終始したものではなく、聖人の道である儒學的價値觀そのものと通底した目的的營爲となつており、實に一字一句ごとの本文批判による改正は、段玉裁にとり、個別事象における、その都度の理の獲得に外ならないとの認識に到つてゐるのである。

すなわち、段玉裁は、聖人の道が六經に存することを確信している^{〔2〕}。したがつて儒學の清代的な展開であつたその考據は、經書という言語の場における聖人の道を信ずることの發露としての經書解釋であった。そこで、まず段玉裁の考據が、儒學として在つた點を常に視野に收めておくことが、その考據において重要であり、延いては考據學そのものを理解する上での基本的な姿勢ともなる。もしこの點を當然すぎるとして、迂闊に對應すれば、清代という歴史的狀況の中で、段玉裁らの清儒が、聖人の道を信じて、自己の存在そのものを傾注し

ながら現出させた考據學を、トータルに把握することは困難となり、動もすればその表面上の現象を記述するのみにとどまろう。つまり清代考據學は、小學に沈潛して思想的展開に乏しい、とする從前の見方の枠内に在つたり、せいぜい小學は經書解釋の基礎的手段であるからその背後には當然聖人の道を志向する儒者の立場があつたとして、検證なしに小學研究と儒學とを短絡させてしまふ程度の理解に終るであろう。そして考據學において小學研究それ自體が、儒學の本質と深契すると積極的に認識されるまでに及んでいた實情や、それがいかに意義づけられていたかの内實を明らかにする視點を缺落させてしまふのである。しかもまた、儒學に固有する特定の價値觀と相即して展開した考據學を、その分析し易き側面だけ瀟洒した形で、論するという陥穀を見逃すことにもなる。すなわち段玉裁を、その不滅の成果によつて小學の大家とのみ位置づけることは、彼が生きた歴史的現實から彼を分断することを意味する。

このことについて、K・バルト（1886—1968）の『ローマ書講解』の序文に窺われるその研究姿勢から、些かの示唆が與えられよう。バルトは「聖書の歴史批評的研究法は、それなりに正當である。むしろ聖書の理解のために、缺くことのできない準備段階を示している。だが、

もし私がこの方法と、古めかしい靈感説とのどちらかを選ばなければならぬとすれば、私は斷然後者をとるだらう。靈感説は、はるかに大きく、深く、重要な正當さをもつてゐる。なぜなら、靈感説は、理解の仕事そのものを示しており、それなしでは、すべての準備を失つてしまふからである」と言明する。これは、再び元の靈感説への回歸を言うものではなく、キリスト教神學において、デカルト的理性に基づく近代啟蒙主義の洗禮を受け、さらに新カント派の影響下で理性主義の方向へ信仰を引寄せた歴史批評的立場の近代神學が、信仰の場にあつては、限界的なものであることへの批判であつた。したがつて儒學として在つた考據學を、そして段玉裁の考據を、思想史的に究明するに際して、それが儒學的價値觀と不可分に展開したことと明確に認識しないで、その考據の具體的成果である學術的側面だけを照射するならば、バートによつて批判された事態にそのまま止まることにならう。

乾嘉期の考據學は、文字・訓詁・音韻の小學研究を深め、殊に音韻

における古音の整齊たる條理の發見と、それが文字や訓詁を統一する體系として支えているという認識の獲得とを、その本質とする。これを契機に、考據學は、聖人の道を超越的なものとして、觀念世界に追い込むことなく、六經中にその存在を見、また六經は言葉として在るが故に、具體的な經文それ自體の中に儒學的理念を追求する方向に展開した。言葉の究明が、儒學的價値觀の下で目的化されたのであつた。したがつて段玉裁の「一字一句の安妥も、また天地位し、萬物育すの氣象なり」とする言辭も、こうした認識なしでは、單なるレトリックとして受けとられてしまうであろう。

本稿では、段玉裁が『詩經』邦風「匏有苦葉」第一章「濟盈不濡軌」

の校書で、當初は軌字を支持し、後に軌字に訂正したその考據の過程の中に、彼の考據のあり方の典型があると見て、軌字説、軌字說のそれぞれの根據や、轉換の經緯を明らかにし、段玉裁の考據のかたちを表出させつつ、それが儒學としてどのように意義づけられていたかを考察するつもりである。

一

段玉裁は、『詩經』經文「濟盈不濡軌」は軌ではなく、軌が本來の形であるとした。この立説は、今日確認しうるところでは乾隆35年(1770)にほぼ原型が固まり、同41年(1776)に刊行された『六書音均表』の第四表「詩經韵分十七部表」第三部上聲の韻字標示の中で、軌と牡との押韻に對する注記として、「軌に改變して牡と押韻させるのは誤りである」と言つたのが最も早い。次いで、乾隆48年(1783)以降成稿の『詩經小學』において詳しい主張が示された。すなわち毛傳が「ながえより上(由軌以上)」と規定する意向に即して、『經典釋文』では、音が犯であると説くこと、また『周禮』考工記鄭注及び『禮記』少儀の正義の引用が軌であること、さらには『唐石經』が軌と字畫を明瞭に刻していることなどに依據して、段玉裁は次のように言う。

今、『詩經』では、軌を軌と作るが、古合韻の例を知らないことに由來する。軌字が古音九であることから、ついに軌を改め軌に作り、「求其牡」の牡に押韻させたのである。……私が思うに、車軌の軌では、それに對して「濡らす」と表現できないし、ながえの上部で車臺前手すり棒の前部では、それを軌と訓じられまい(車軌之軌、不可言濡、輪上式前不可訓軌)。

ここでの論點は三點に集約される。(1)文獻上、軌字を支持する證言が

いくらか存在すること、〔古代の音韻と、その押韻についての無理解とに由り、軌字説が出たこと、〔經義解釋の上から、「漏らす」の對象は、車體の一部であることが要請されて、帆となること、〕である。

ところで、段玉裁が、その批判の対象としたのは、その師戴震（1723—1777）の乾隆42年（1777）刊『毛鄭詩考正』における見解である。そこでは「詩經」にとり、決定的に有利な押韻を根據にして、軌字を主張し、〔詩經〕では軌と牡とを押韻としており、當然車轍の意味の軌でなければならない。古音は九のように發音する。毛詩は誤って帆に作り、そのまま車の軌前の意味である軌と解釋したのである。が、帆は、范のように發音するから、牡とは響き合わない」と言う。すなわち戴震は、ここで軌を車轍と解しても、そのわだちを活かして經文「濟盈不漏軌」を全體的にどう解釋するか、その釋義を提示しながら、軌・牡の押韻のみを前面に押出していたのである。このため、段玉裁は、軌がわだちでは經義の疎通が得られないとの判断を挺子とし、さらに自ら立てた古音十七分部における合韻説を立脚して、敢て師である戴震の軌字説を否定し、軌字の押韻を説くことになったのである。

それでは、段玉裁が理解する經義とは、いかなるものか。それは鄭箋に由來する。鄭箋では、「車で深水を渡った場合、必ずその軌（車軌の前にあり、ながえの上にかかる車臺前の覆い板）を漏らすにもかかわらず、「漏らさず」と「詩經」で言うのは、夫人が禮を犯しながらも自覺しないことを喻えている（渡深水者、必漏其軌、言不漏者、喻夫人犯禮而不自知」と經義を説く。さらに孔穎達の正義も、この鄭箋の釋義を承けて敷衍しながら、軌前の軌を支持する立場から、テキスト上軌との混亂が起きたのは、「文字面で似ていて、誤り易かつ

たので、傳寫する者が亂した（於文易爲誤、寫者亂之也）」と説明する。

段玉裁は、これらの古注に従つて經義を理解するのであるが、その古注では、押韻について全く觸れていない。そこでこの經義を確定するための操作として、帆と牡とが押韻していたことを明らかにする必要が起つた。

段玉裁は、まず牡を古本韻として第三部に分部した。彼の古本韻とは、ある古音が、その所屬する部が變じた中古漢語音韻の一定の枠に收まらないで、變則的な變化を辿つたものを言う。つまり今韻の音から溯上すると、本来期待されるはずの古音の分部とは異なる部になってしまふ音の古音を指すのである。段玉裁は、これを、『詩經』をはじめとする經書を分析して得た、牡字の他の押韻例をしつかりと踏まえて認定した。軌が、この第三部の牡と押韻するのであれば、當然軌も、同部か、少なくとも對轉關係、すなわち段玉裁では異平同入と稱される關係にある第四部か、第九部かになるべきである。しかし帆は、今韻が凡韻であるから、本来その古音は第七部と推定され、牡とは押韻できないはずのケースである。にもかかわらず、段玉裁は、これを古合韻として、敢て押韻であると認定した。その古合韻とは、古音分部上、理論的には通韻關係を持たない分部間の音どうしが、文献上では實際に押韻していると判斷される場合を言う。ところでこの認定を促し支えたものは、段玉裁の考據の根柢にも流れる、強い考古的立場であったと考えられる。すなわち後世の等韻などの理論に第一義的に依存して古文獻を分析する立場ではなく、經書などに存する文獻的事實を、慎重に、しかも最大限に尊重し、その個々の事實によつて古代の實相を明らかにしてゆこうとする立場である。段玉裁は、帆の古合

韻を次のように説明する。

帆 本音は第七部にある。「匏有苦葉」で牡字と合韻して、阜のよに發音する。『周官』の經文「立當前侯」を、『說文』は「前帆」と引用している。⁽¹⁾

すなわち『周禮』大行人の「前侯」を、『說文』は「前帆」とする。とかく、段玉裁は古代において帆と侯とが異文關係にあったと見た。彼はこの異文と認められる事例を、考古の立場から貴重な情報として取込み、侯と古音第三部の牡とが、今韻では、聲調こそ違え同韻の語どうしであることに基づいて、この侯の異文とした帆を第三部に据え、牡と古合韻であるとした。しかも阜という音價まで推定したのである。

本來、第七部つまり兩唇收鼻音韻尾をもつ陽類の帆(*/b'wam/)が、全く別部の陰類である阜(*/b'iɔg/)のような音になると断ずるのは強引な論である。⁽²⁾このため後には、彼自ら帆字を撤回する結果ともなったのである。しかしこの帆字を立てるための古合韻の主張は、段玉裁の考據を見てゆく上で、一考するに足るものがある。なぜなら彼は、古代の文献事例を博く求め、検討しており、また考古の觀點

から經書における押韻を詳審に分析して定立した古音十七分部を、古合韻説の背景としているからである。すなわち帆と同じく、凡て聲符とするきわめて特異な例として、凡(*/b'wəm/-/b'uŋ/)と風(*/piwəm/-/piuŋ/)のケースがある。これらは、今韻が東韻であるが、古音は第九部とならず、段玉裁も古本韻は第七部とする。この場合、兩唇音聲紐p·pによる異化作用を受け、同じ兩唇音である韻尾-p-が-p-に變わり、併せて元音も影響を蒙り、切韻時代までに東韻-uŋ/-uŋ/に變化したものである。假定として、この異化作用がすでに

古音時代に生起していたなら、その古音は第九部となり、牡の屬する第三部と異平同入の關係をもつたはずであった。異化作用などの音韻上の規則は、結果に對して説明的に適用するもので、演繹的に用いることは不可ではあるが、帆(*/b'wəm/-/b'uŋ/)の古音が、凡や風と同條件にある點から、古代において帆が、第三部の牡と響き合えたある時期が存在し、その痕跡が凡や風に殘存したのではないか、といふ可能性も考えられよう。

段玉裁が、帆・牡押韻の立説において、直接凡や風の例を視野に收めたか否かは、定かではないが、彼はこうした多くの事例に基づけられた合韻説に據って、古文獻に現れる異文關係を整合的に取入れつけ、帆・牡の押韻を認定したのである。これは、段玉裁が古注の釋義をただ繼承するだけではなく、十七分部に基づく合韻説に據って、獨り方として留意されるところである。

その根柢となつた合韻説が、段玉裁の考據において、いかなる意義を與えられていたかが、次の問題となろう。

二

段玉裁は、顧炎武(1613-1682)の古音研究について、その考據の該博さに驚いており、今韻に配慮しつつ、『詩經』や他の經書の押韻事例の分析を深め、古音十七分部を析出した。しかもその各分部が、全體として統一ある緊張した構造である、と把握したのである。この十七分部の析出過程を、段玉裁は「詩經韻分十七部表」前文で、「私は、何年にもわたり『詩經』押韻の分部を紹譯し、その類型の大枠により表を作つた。これはそのあるがまま（自然）に因つたもので、無理な

操作（矯拂）はない⁽¹⁹⁾」と言い、また戴震への書翰にも「十七部の體系は、あるがままから出たもので、穿鑿はない⁽²⁰⁾」と明言する。この發言は、自己の定立した十七分部が、決して、聖人の道を存する『詩經』

は、合韻の現象を、この各分部間がいかなる緊張關係にあるかを顯在化させ、十七分部の組立てをはつきりさせる注目すべき現象であると理解していた⁽²¹⁾。

などの經書に對して、豫めの成見をもつて對應したり、恣意的な論理操作を加えることで導かれた結果ではなく、經書それ自體に内在する條理を、あるがままの全き形で紹ぎ出したことを宣言したものである。段玉裁は、この析出と同時に、文字も十七分部の構造に支配されていることを明らかにし、諸聲系列の分析をした。そして段玉裁は、「古十七部諸聲表」前文において、十七分部を根據とした諸聲文字の整齊たる條理ある實態を、『易經』繫辭傳の「至嘵にして亂るべからず」「易簡にして天下の理得たり⁽²²⁾」と言う、儒學における原理觀を端的に表現する言辭に對應させていた。こうした立言は、段玉裁が、易簡なる構造の十七分部を、儒學における原理觀とパラレルであると見た判斷に基づき、さらに進んで、この十七分部の原理性を、まさに言語の場における聖人の道の開陳であると見る認識の表出であった、と考えられる。これは、次の述懐にも明白に表れていく。

以前教えられたことがある。「六經は、聖人の道の盡き果てない藏である（六經者、聖人之道之無盡藏）。……六經において研究すれば、得られないものはない。億萬年たっても、學者たちが究明してゆけば、盡きないものがあるはずである。これは他でもなく、經書の含蓄が、奥深いからである」と。音韻もその一端なのである（韵其一耑耳）。

發聲の仕方は、本を同じくしても末は變り、口の開けつぼめは互いに移り、呼吸は通じ合つて、移轉はすみやかである。したがつて分界して十七分部とはしたが、諸和しないことはない（聲音之道、同源異派、弇侈互輸、協靈通氣、移轉便捷、分爲十七、而無不合⁽²³⁾）と言ふ。この語に續けて、段玉裁は、合韻説の無理解による經書解釋上の諸缺陷を舉例するが、その一例として「文字を改めて韻にこじつける（改字以就韻）」を指摘し、「帆を改めて軌とし、それで杜と通韻させた」事例を擧げた。そして段玉裁は、こうした合韻説を無視することによって生起する缺陷を、「その缺陷は經書を誣るものである（其失也誣矣）」とまで斷言するに至つたのである。

また、この合韻説が、十七分部と相即不可分にあることを、『六書

音均表⁽¹⁾の序で、次のように明言している。

古音どうしが、部を異にして合用する。これが古合韻である。……その分界を知つてから、合用を理解するのであり、その合用を知つてから、分界をさらに理解するのである。三百篇の詩や三代秦漢の押韻について、その合用の實態を追求した。そして合用出現の頻度や關係の深さ、及び異平同入の位置から、各部間の構造を了解した。こうして十七分部の位置關係を定めたのである（又因所合之多寡遠近、及異平同入之處、而得其次第、此十七部先後所由定）。

十七分部は、古音の差異を示す分界指向の理論であるのに對し、合韻説は古音の合用の現象を積極的に受け入れる統一指向の理論である。この兩者の性格を適切に把握して、はじめて段玉裁の十七分部の構造の本質とその意義とが、はつきり理解できるのである。すなわち素朴な辯證法とはいえ、一たび分から合、合から分の過程を経て出現した結果は、以前の分や合ではなく、新次元の内容となつてゐる。ところでここに見られた分合の循環關係については、戴震が『孟子』のいわゆる「條理」に關して注目すべき言明をしており、段玉裁がそれを記録している。「必ず『孟子』の條理の二字を深く理解すべきである。ぜひその條理が、合から分へ、分から合へと展開すると把握していただきたく、そうすれば全てにわたり適用できるのである（總須體會孟子條理二字。務要得其條理、由合而分、由分而合、則無不可爲）」と言うのがそれである。

『孟子』の「條理」の含意として、戴震によつて喚起された、分合の相互照應による眞實究明への仕組は、段玉裁において、その分節志向の十七分部に對應させて、合韻説を打立てたことによつて繼承したものと意識されていたのである。さらに段玉裁が、その合韻説を強

いて立説する理由は、考古の立場から、文獻上の事象を取残しなく整合的に理解し、また十七分部をより條理ある體系にするための要請に基づくところがあつたのである。

したがつて、段玉裁が、經義解釋の上から軌字を主張し、また合韻説を根據に軌と牡との押韻を認定した、その考據は、小學の操作に終始するのみの單なる實證的な考據ではなかつた。一字一句の考據にあつても、常に聖人の道の一端と見て、その原理性への認識を深めていた十七分部との照應により、儒學意識に包摶された形で展開した考據であつた。

ところが、こうした考據に基づく軌字説を軌字説に改訂せざるをえない事態が起こり、それに對應する段玉裁の立場が、次の問題となる。

三

軌字説への訂正は、直接的には戴震からの批判による。戴震は、『六書音均表』刊行の乾隆41年（1776）に、直にその評論「答段若膺論韻」を書いた。その中で段玉裁の合韻説を鋭く批判した。

正轉の同入・相配から古音分部の分合を定めるものであり、わずかに古人の用韻例に依據して證するだけではいけない。これが私の見解である。思うに、古の押韻から古音分部の合用を證するのは、わかり易いが、古の押韻から分界を證するのは、困難である。なぜなら古人の用韻の文は傳來するものが少ないので、偶然ある數文字を用いたり、偶然別のある數文字を用いたりして、相互に關わらないように見えて、はつきり二分部や三分部と斷定するわけにはいかない。ましてや關わらない點から分界を定めたなら、關わるものが出

れば、それを合韻に歸せざるをえまい。合韻は、まさに自説の窮地を救うものなのである。

と言い、また、

三百篇の『詩經』においては、合韻の説によつてその窮地を救うものが必ず多く。

と評している。こゝには、戴震のいわゆる審音の立場、すなわち切韻系の音韻論に基づき、古音を理論的に分析する姿勢が鮮かに出てゐる。その見地から、現存する古代資料は、亡佚を幸いに免れたいく一部分の限定されたものであるから、こうした不全なる資料に強く依據することは危険であり、この危険を回避し繊縫するための窮屈の策として、合韻説を持出したのである、と音理よりも古文獻の記述に傾斜する考古の立場の段玉裁を批判したのである。

さらに戴震は、「匏有苦葉」の合韻を適用した軌字説に鋒先を向ける。ただし戴震は、先に段玉裁から、その軌字説はわだらと訓詁は示すが、このわだらを踏まえて經文全體をいかに解釋するかを示していないと指摘された點に應え、次のように經義を明らかにした上で批判を加えていふ。

「匏有苦葉」二章は、當然軌字であるべきである。軌は車轍で、道路上の車の通行したわだら跡を言う。渡し場は、水が満ちても、道路とはともに關わらないから、「軌を濡さず」と言う。……「濟盈」と言えば、必ず軌を濡らしてしまい、車は水中を進めないはずであり、下句の意を引起こすにも、續き具合が分らない。……「前侯」によつて「前軌」⁽²⁵⁾を證明し、軌を阜のように發音するとしたのは、甚だ迂曲である。

段玉裁の合韻説に對する批判は、錢大昕（1728—1804）からも出された。⁽²⁶⁾

段玉裁の考據について

段玉裁は、こうした批判を真摯に受け入れ、慎重に軌字説への轉換に及んだのである。

最初に軌字説を示したのは、乾隆49年（1784）の題辭をもつ『毛詩故訓傳定本小箋』である。次いで段玉裁は、乾隆57年（1792）に『戴東原集』を重刊した際に、戴震が軌字説を批判した箇所に、すでに改正した旨の注記を附刻した。さらに嘉慶13年（1808）に軌字説を整理して、論文「濟盈不濡軌傳曰由軌以下曰軌」を著した。

それでは、まず軌字撤回の過程を通して、段玉裁の考據の姿勢を見てゆく。その合韻説が厳しい批判に曝されたことから、合韻説によって軌字を支持するのは餘りに過重であり、却つて合韻説自體に悪い影響を及ぼしてしまったと認識した。しかしこの二點から直に戴震の軌字説に移行するわけにはいかなかつた。（）經義上から、「濡らす」の対象は車體に關わるものでなければならない。（）合韻説は、聖人の含意としての古音十七分部の根幹に關わるため、決して撤回できない。この條件を充たしつつ、軌字から軌字へすみやかに變更するには、次の二點が要請されよう。（）軌が、合韻説とは關わらない誤字である。かくあれば、軌字説に依據した合韻説自體への追及を回避できるわけである。しかし段玉裁自ら指摘した文獻上の支持もあるため、その合理的な説明が必要となる。（）軌は、いわゆる車輪跡のわだらではなく、車體の一部を示す語である。これは、戴震の説を飽くまでも否定するもので、軌字の訓詁の再検討が必要となる。

以上のことき流れの結節點として現れたのが、軌字の新訓詁の發掘を伴なう段玉裁の軌字説であった。以下、論文「濟盈不濡軌傳曰由軌以下曰軌」を中心にして、軌字の考據を見てゆく。

を記するに従い、「詩經」古本は軌字であつたことを確認する。そこで軌を車體の一部と説く李惇(1735-1785)と王念孫(1744-1832)の見解を援引する。李惇は『群經識小』で、軌には、わだちと轄頭との二義があるとして、後者を採用する。王念孫は、轄頭の李説を支持するが、これは轄より下にあるため、今の毛傳「由轄以上曰軌」の記述と矛盾する。そこで王念孫は、上は下の誤寫であると断じ、しかも毛傳が現本のよう誤寫された結果、唐儒たちが、軌は轄の下にあるので、軌を誤って轄の上にある轄に改竄したと考證した。この王念孫の轄字誤寫の見解に従えば、一應合韻説への波及は斷てるわけだ、段玉裁は、これらの考據を「[君の精思卓識及ぶべからず]」と絶賛する。

しかし、段玉裁は、以上を以下に訂すのは首肯できるが、軌を轄頭とするのは、訓詁上、當を得ないと見る。ここに至り、軌の新訓詁發掘に向けての検討がなされた。

『說文』に「軌、車徹也」とあり、通説では、徹を轍の古字とし、車輪の跡と解する。しかし段玉裁は、軌が車體の一部であるとの經義に基づく見地から、軌は、轍そのものではなく、いわゆるわだちの形成に關わる車體のある部分を示す語で、それが軌の本義であろうと推定した。そして、

字には、本義と引申假借の餘義とがある。本義を守り餘義を棄てる者は、その缺陷は頑迷であり、餘義に泥み本義を忘れる者は、その缺陷は不見識である。頑迷と不見識とは、ともに經書を治められないと。

と、字義に對する見識の開明性が經書研究の基本であることを言明し、新たな字義究明への正當化を行う。まず、訓詁の方面から、『呂氏春秋』勿躬の高誘注「車兩輪間曰軌」、『淮南子』覽冥訓の同注

「兩輪之間曰軌」を援引して、軌の本義は、車臺の下の兩輪間にある長方形の空間（軌之本義、謂輿之下兩輪之間也、輿之下兩輪之間、成扁方形、是曰軌）とした。次いで、音義説の面から追認する。「軌の言たる矩なり」と、双聲により、軌は、矩形に粹どる意味を擔い、また「軌、音九に同じ、九の言たる聚なり」と、古音同音により、ものを集め容れる空間の意味を擔うと提示し、これらが、軌を長方形の空間とする自説をしっかりと支持する、と段玉裁は見做したのである。さらに『說文』の軌の解説が、徹字であることは、「徹は通なり」の訓詁が一般である點から、素通しの空所であるとする軌の自説を補うと評價する。

この段玉裁の軌字説は、その合韻説に抵觸せず、また廣義において、軌を車體の一部分と解しているので經義をも充す。しかもこの經義からの要請が、軌字の本義と考えられる新訓詁發掘への契機となつたことから、段玉裁は、軌字説を「その源流を説き明かし、廣く諸經を調査して、後の學ぶ者への贈物とし、訓詁の理を明らかにさせたのである」と、自ら評して結んでいる。

四

以下、軌字説へ轉換した段玉裁の考據を支えた理念について見てゆく。

前節で考察した軌字説を纏めた論文と同年（1808）の十月に、段玉裁が著した「十三經注疏釋文校勘記序」に、興味ある記述が見られる。

そこでは、六經を日月星辰に比定した上で、そもそも經注を校讎した書物は、日月星辰に對する曆法推算（歩

算)と同じである。千年百年たつて、曆法推算に誤差が出れば、隨時修正する。同様に千年百年たつて、經注の誤りが増えれば、また隨時正し整える。またどうして今日誤りなきものが、今後も誤らないであろうと、判断されようか。

と言う。經文や傳注の文は、常に誤られる可能性を潜在させている。そこで誤りが出れば、その都度經注の文脈に沿い、そこに内在する條

理に即して訂正することが、眞實追求の姿勢であると示している。一つの見解をいつまでも正しいとして固執することは、却って眞實の前での謙虚な姿ではなく、段玉裁が、校經において平生説く、「是を求むるのみ」の立場にも反してしまう。これは、考據における誤謬に關しても同じである。したがつてここに示された意向は、軌字説への訂正の際に、段玉裁の心底に在つたものと同じであった、と見ても大過なかろう。

また、段玉裁が本義であると考えた軌の字義の發掘の經緯は、はじめに經義からの壓力により、ある字義へと收斂し、次に具體的に絞られた字義から、經義をより明瞭にしたことく、經と字との密接な相關性を示している。これは、段玉裁の考據の典型的な現れであると言えよう。

すなわち、次のよな言明がある。

要するに經義から造字の眞意を探り、造字の眞意から經義を探れば、必ず合致するのである（蓋因經義以推造字之意、因造字之意以推經義、無不合也）。

段玉裁は、「濟盈不漏軌」において、第一章では徒歩渡りが話柄であるから、第二章のこれは當然車での渡りが問題となると見た。そして彼は、經義のおよその意味を、奔放な夫人の行動に對して、車體の

漬り具合から見計らつた渡渉可能水位の限度をもつて、禮義の限界に喩えているものと判断し、そこから軌の字義を、車臺下で兩輪間の空所であると指定した。軌の字義が明らかにされた結果、今度は、この軌の部分まで水に漬かれれば、渡行がほぼ不可能であるのに、それに気づかない夫人は、餘りに奔放すぎる、と經義がより審らかになつてくるのである。

しかも、段玉裁は、造字の眞意には、聖人によって含意された經義が授映されていると認識したため、彼にとつて文字の本質は、實に儒學的な立場から考慮すべき事象となつていたのである。段玉裁は、文字の形・音・義について次のよなに指摘する。

聖人の文字制作の過程は、義があつてから音が決まり、音があつてから形が出來た。そこで學者の文字研究の過程は、形に因つてその音を得、音に因つてその義を得ることになる。……音と義について、經書を治めるには、義を得ることが最も重大であり、義を得るには、音を得ることが最も切實である（聖人之制字、有義而後有音、有音而後有形、學者之攷字、因形以得其音、因音以得其義。：音與義也、治經莫重乎得義、得義莫切於得音）。

と云い、また、

文字制作の起原は、音があつてから文字が出來たのであり、文字の義は、その音に外ならない（作字之始、有音而後有字、義不外乎音）。

と云う。音において、文字研究の第一義的な意義を認めている點は、文字を規範視することによる字形からの束縛を克服して、音に基づき、言語學的に文字を研究する視點を獲得したところであり、考據學の文字觀として注目される。このように、音が直接字形に反映し、し

かも漢字の大部分を占めている諺聲文字について、段玉裁は、それが古音十七分部の支配下に、諺聲系列として條理立つていてことを明らかにしていたのである。

また、段玉裁は、義は音そのものに外ならない、と音義説の立場を示したが、これは、清代考據學のパラダイムとなつていたものである。そして段玉裁は、さらに「音と義とは、その根源を同じくしている（聲與義同原）から、諺聲文字の偏や旁は、義と相近いことが多い」と主張し、この音義同源の認識を背景に、諺聲系列に基づき偏や旁として文字の形體に託された音は、ほぼ字義と同化していることをより鮮明にした。そしてこの音義説の具體的實踐は、彼の『說文解字注』⁽³⁾の字義解釋に顯著に見られる。

このように、文字に對して段玉裁は、聖人の制作という抽象レベルでの認識にとどまらず、まず古音分部への儒學的共感を媒介にして、諺聲系列を通してその共感を文字に滲ませ、さらに音義一體の認識へと具體的に深化させた。そこから、字義における差異や近接は、十七分部の分節を背景にして表出されると見て、字義への共感をより一層強めた。ここにおいて段玉裁は、文字の制作時の本義と經義として文脈上に置かれた文字の使用義とが究極的には合致するもので、そこにおいてそれぞれの眞義が確定される、と理解したのである。このような理念の下で、車體の一部とする經義と、軌字と古音同部の鳩や匂の「聚まる」の訓、及び牙音双聲の矩の「控どる」の訓との合致點に形成されたのが、まさに段玉裁説くところの軌のいわゆる本義であった。

こうした段玉裁の考據の理念は、弟子の陳煥によつて次のように記録されている。

私は先生からこう聞いた。「昔、戴東原先生の言に『私の學は、字義から經義を研究し、經義から字義を研究する（以字攷經、以經攷字）に外ならない』とある。だが、私が『說文解字』を注解した時も、要するにこの二語の理念を取込んだだけであった。すると經義と字義とは、必ず合致するのであった（經與字、未有不相合者）。……」

と。

ここでは、段玉裁が、戴震のこの二語を自らの方法理念として、そのまま繼承したことの述懐が記述されている。しかしそうした彼自身の意識とは別に、戴震においての意義に質的な變化を加える方向で受容していると考えられる。なぜならすでに考察してきたごとく、段玉裁は、文字を、儒學的意義が含意された十七分部の體系に支配された音と、それをベースにした形及び義、これら三者の統一的形象であると理解していたから、すでに段玉裁にとって、文字の學は、それ自體が經學と同じ價値をもつとの認識に至っていたものと考えられるのである。

こうした認識に基づく文字觀は、その形音義が必然的に擴大され、文字・音韻・訓詁を内容とする小學をも規定してゆくことになる。したがつて段玉裁は、その當然の歸結として小學を單なる小學としてのみ位置づけることなく、その研究は儒學的意義と不可分のものであるとした。すなわち、

淺薄な者は、結局「小學と經書の研究とは、別事である」と考える。もしそうであるならば、小學に打込むというのは、一體なんのであらうか（淺入遂謂小學與治經爲一事、然則從事小學、將以何爲也）。

と表明している。ところで儒學では、經書それ自體が解釋としての小

學の契機を内在させてい。經文そのものに、「需、須也」(『易經』)、「約信曰誓」(『禮記』)、「政者正也」(『論語』)など枚舉にいとまなきのみならず、「爾雅」の存在がある。また釋義として成立した經書に

「禮記」、「春秋」の三傳、「易經」中の十翼などがある。經書の現實において、儒學自體が小學的契機を包摶するだけではなく、段玉裁は、

小學の根柢である十七分部を、六經中に存するところの聖人の道の體現と見る抽象化を通して、小學研究が儒學の本質と連續するものであると確認したのである。ここにおいて字義と經義とが、究極的に合致する、とした段玉裁の考據の立場が保證されることになったのである。

ところが、段玉裁にとって、小學の内實は、十七分部の音韻體系が、諸聲系列を通して文字に、また音義同源に基づいて訓詁に授映されるごとく、音韻が根幹となっていた。したがつて十七分部の問題は、延いては小學を基盤とする段玉裁の考據の本質に關わる問題となり、さらには彼の儒學意識に關わる問題ともなる。そこで軌から軌への考據に際して、十七分部へ問題が波及するのを避けるために、合韻説の擁護が重要な條件となつたのである。

段玉裁は、江有誥(1773—1851)から「合韻の説を増やす」とは、餘分なものを生み出したことになる(增一合韻之名、則自生枝節矣^(註))」と、率直な批判を受けた。これに對して段玉裁は、以前は合韻説の適用の誤りが多かつたことを認め、その最たるものとして、「韻有苦葉」の艸字を擧げる。しかし合韻説それ自體は、十七分部を體系たらしめるために要請されるものとして、その存在意義を改めて主張する。

合韻の例であることが、はつきりして、それで必ず疎通するものを、もし盡く捨てれば、私が分析した十七分部の順序の脈絡は、

究められなくならう(則僕所分十七部之次第脈絡、亦將不可得而尋矣)。

段玉裁の合韻説は、自然の條理として紹繹した十七分部における、「分・合」の契機を擔う根源的な考え方であった。また、考古の立場から經書に現れる個々の押韻事例を尊重し、理論構成において不都合な事例を音理に據つて排除してしまうことを行ないための防閑的意義も與えられていた。したがつてそれは、音韻論の上から理論的に導かれたものと言うより、儒學上の要請によるところが多分にあつた。しかしこのことは決して段玉裁にとって缺點となるものではなく、却つてその考古の立場に立つ儒學の姿勢を表すものとなつている。

こうした六經の現實と、それに由來する十七分部との深い依存があることから、段玉裁は、今韻の音理に基づく審音派の批判にゆとりをもつて對應するところがあつた。すでに『大書音均表』で、「文字を研究する者は、今韻を操作して單純に三代の古に戻すことができないくなつてゐる(攷文者、不能變今音而一反諸三代也^(註))」と言い、古音から今韻への音韻變化は、きわめて錯綜した過程を経てゐるため、單純に音理を研究することは困難であると主張した。また江有誥にも「あなたは韻圖による等韻學から論ずるが、等韻の法は、近世に起つたのであるから、どうして古音にその理論があらうか(足下以等韻言之、等韻之法、起於近世、豈古音有是說乎)」と言ひ、六經の現實からあるがままの條理を紹繹することなく、後世的な音理により古音分析する問題點を、學問的立場と、さらには尙古觀念を潛ませた考古の立場に基づく儒學的觀點とから指摘したのである。こうした見解に立脚して、段玉裁は、その考據の根幹に關わる合韻説に對し、延いては十七分部に對しての確信を深めたのである。

以上、「濟盈不漏軌」の軌字をめぐる考據について考察した。これは、段玉裁にとっても、その晩年近くに論文に纏めて總括する程に、特異な事例であった。軌字から軌字への訂正は、同一事象を目前にして、それに適用する解釋の相違があつたことを意味する。すなわち對象が内在させる條理と、それを認識するための考據の方法との間に適合性があるか否かの問題の表として、合韻説から經一字相關と音義同源との考え方への轉換があつた。しかしこの間、軌字説では合韻説の基盤として、軌字説では音義説の支えとして、段玉裁の考據の不動の本質となつて存在していたのが、十七分部であった。しかもこの段玉裁の考據を特徴づける十七分部が、單なる古音の理論にとどまらず、儒學的原理として意義づけられていた點が注目される。以上の考察より段玉裁の考據の特質は、十七分部の古音理論と、經書や古文獻の現實を尊重する考古の理念とに支えられたその一つ一つの考據の實踐が、事實に對する實證的手續であつたのみならず、聖人の道における眞是を確證しようとする儒學的意向と完全に一體化していたものであつた、と言うことができよう。ところで劉盼遂は、段玉裁の『說文解字注』に現れるその考據の姿勢を評して、段玉裁の說文研究は、近來の經學を顧みない文字學プロペーの學者とは道を異にする、と言つてゐるが、これは、段玉裁の考據を思想史的に見てゆく上で、留意すべき指摘であったと思われる。

聖人之道在六經、不於六經求之、則無以得聖人所求之義理……」と見える。

(3) 『世界の大思想』II・13、河出書房新社、昭43、序5頁。

(4) 「頌親雅言序」『經韻樓集』八、1010頁。

(5) 『說文解字注(六書音)』(經韻樓藏版)藝文印書館、民國59、849頁。(段注と音均表とは以下本書に據る)

(6) 本書は劉盼遂『段玉裁先生年譜』では、軌書とするが、幸い『遺書』本に道光5年抱經堂板が收められる。その542頁(卷23、16丁)に癸卯の記があり、成稿の手振りとなる。

(7) 『詩經小學』三、451-453頁。

(8) 顧炎武も『音學五書』『詩本音』卷之二で、古音同音の立場から軌字説立ち、軌は古音九、牡は莫九反とした。

(9) 『戴東原先生全集』大化書局、民國67、155頁。

(10) 段玉裁は牡の押韻例を、詩から五例、群經から一例擧げる。牡を第三

部にする認定は今日の古音學レベルでも、牡 (* /mɒg/- /mæn/) が唇音聲紐の影響で特殊變化したものと推定されるが、十分な説明がないまま肯定されている状況である。董同龢『上古音韻表稿』中央研究院歷史語言研究所單刊甲種21(音價は皆本書に據る)、84頁に、「又有幾個侯韵的唇音字，如「牡茂」maʊ，倒是確屬幽部。……唇音聲母對這一類字的影響往往是有例外的」と言ふ。また李方桂『上古音研究』商務印書館、1980、41頁にも原因不詳としつつ同様の指摘がある。

(11) 『六書音均表』四、851頁。

(12) 陸志韋『詩韻譜』太平書局版、1956、11頁、の脚注は、軌を支持しながらも、一方では軌字でも理論上牡との押韻はありうるとする。

(13) 董書114-115頁、李書45頁參照。

(14) 『寄戴東原先生書』『六書音均表』卷首、812頁。

(15)(16)(17) 『六書音均表』、844頁。813頁。827頁。

注(1) 「段玉裁の校書觀」『大東文化大學創立六十周年記念中國學論集』、近刊豫定。

(2) 『戴東原集序』『經韻樓集補編』1153頁(『段玉裁遺書』大化新局、民國66所收。頁數はその通し頁で、以下段玉裁の著は本書に據る)に、「夫

- (18) 「江氏音學序」『經韻樓集』六、962頁。
- (19) 木下鐵矢「古音の歴史」『中國思想史研究』京都大學文學部中國哲學史研究室、1977年度論文集も、段玉裁の古音分部の究明において、合韻説の重要性を強く指摘し、62頁に「十七個の音韻論的存在體を要素とする集合は、「合韻」例の數量的分析によつて、各要素の距離關係を提示された、立體的な集合となつた。すなわち體系である」と言う。しかしこの體系化された十七分部が、段玉裁の儒學的立場においていかに位置づけられたかへの視點を缺くところに皇蜀の感がある。
- (20) 『六書音均表』三、840頁。
- (21) 吳省欽の名で書かれてゐるが、劉盼遂『年譜』80頁にも明らかなるに段玉裁の自作。
- (22) 段玉裁『戴東原先生年譜』、『震震集』上海古籍出版社、1980所收、489頁。
- (23) (24) (25) 「文集」四、同右書所收、84頁。90頁。92頁。
- (26) 「與段若膺書」『潛研堂文集』三三三に、「足下又謂聲音之理、分之爲十七部、合之則十七部無不互通。蓋以三百篇間有岐出之音、故爲此通韻之說、以彌縫之。愚竊未敢以爲然也」と言う。
- (27) 『經韻樓集』一、84—85頁。以下の引用は該論文からのものである。
- (28) 陸德明は本來、舊説としてこの音や軌字を否定してゐるのであるが、段玉裁は逆にそのような古本が存したことの證據とする。
- (29) この王念孫の説の出典は不詳。ただ桂馥『說文解字義證』軌字項に、同説がいくらか詳しく引用される。王念孫の「濟盈不濡軌」に対する考據も、段と同じく轉した。前説は、今段が依據する見解であり、修訂された説は、その子王引之の『經義述聞』卷五に見える。この修訂は段の死後になされ、しかも段が感激してその軌字説展開の重要な根據とした、毛傳の以上を以下への誤りとした前説を撤回した。したがつて、「余變時說此傳、以輪上不得有軌、曾謂由輪以上之上當爲下。段氏若膺聞而
- (30) 同位の聲紐である牙音の雙聲による音義説で、錢大昕の影響によるものと思われる。
- (31) 『經韻樓集』一、868頁。
- (32) 『說文解字注』久字項、240頁。
- (33) 「王懷祖廣雅注序」『經韻樓集』八、1006頁。
- (34) 「古異部假借轉注說」『六書音均表』、842頁。
- (35) 『說文解字注』禡字項、2頁。
- (36) 吕景先『說文段註指例』正中書局、民國68、63—70頁參照。郭在貽「從《說文段註》看中國傳統語言學的研究方法」『中華文史論叢』增刊「語音文字研究專輯」上、上海古籍出版社、1982、310—315頁參照。
- (37) 『說文解字注跋』、796頁。また、段玉裁『周禮漢讀考序』、633頁に、「訓詁必就其原文、而後不以字妨經。必就其字之聲類、而後不以經妨字。不以字妨經、不以經妨字、而後經明、經明而後聖人之道明」と言明している。
- (38) 「爾雅匡名序」『經韻樓文集補編』、1164頁。
- (39) 「答江晉三論韻」『經韻樓集』六、963頁に見える引用による。また錢大昕のほほ同軌の批判は、『潛研堂文集』三三三「與段若膺書」に、「足下既放古而正經文之鵠、而又兼存此傳鵠之音、以爲通轉之例。大道多歧、自此始矣」とある。
- (40) 同右書、95頁。
- (41) 「古十七部本音說」『六書音均表』、822頁。
- (42) 「答江晉三論韻」『經韻樓集』六、955頁。
- (43) 本稿と觀點を異にするが、王力『漢語音韻學』中華書局、1972、324頁では、「戴段大不相同的地方、就是段氏只在詩經裏作客觀的歸納、而戴氏却

根據他心目中音理作主觀的演繹。又書中多以等韻爲根據，根據宋元以後的等韻去推測周秦的古音，這是多麼危險的事。……所以單就古音而論，戴氏是不及段氏的」と、段玉裁の考古の立場を戴震の審音の立場に比較して評價を與えており注目される。

(44) この轉換に關連して興味深い記述が『說文解字注』軌字項、735頁に見える。段玉裁は、そこで「許云車微、固已了然」と言明するようだ。許慎の釋詞に虛心に目を向ければ、自分が遠回りした上で獲得したいわゆる軌の本義が、すでにそこにはっきりと呈示されていたと考えた。そこで合韻説のようよりから推す形よりも、身近にある『說文』の釋詞に沈潜することの有効性を見て、「故大史公言好學深思、不若卜子言近思」と表現した。ただ注意しなければならないことは、段玉裁は、好學深思もきわめて重要な認識の形を見ており、この比較は對象における適合性の違いによる相對的なものと考えられる。

(45) 『段玉裁先生年譜』先生著述考略、1335頁に、「此書宗旨、仍主以字證經、以經證字而止。若晚近文字學家專研字迹而不顧經術者、蓋與先生非同道矣」と見える。また近藤光男「段玉裁の學問——說文解字注の言部を讀んで——」『お茶の水女子大學中國文學會報』1號、1982でも、段玉裁の學問は、小學においてのみ盡しえない内實があつたことを慎重に論及されている。